

令和 8 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

沖 縄 県

目 次

I 目 的	1
II 公共用水域に関する事項	1～4
別表1－1 河川の地点別測定計画表	5～8
別表1－2 海域の地点別測定計画表	9～11
公共用水域採水地点図	12
沖縄本島北部Ⅰ	13
沖縄本島北部Ⅱ	14
沖縄本島中部	15
沖縄本島南部	16
宮古島	17
石垣島	18
別表1－3 公共用水域水質分析方法及び環境基準値	19
別表1－4 要監視項目分析方法及び指針値	20
別添 生活環境の保全に関する環境基準(昭和46年12月 28日環境庁告示第59号)	21～22
III 地下水に関する事項	23～27
別表2－1 地下水の地点別水質測定計画表(概況調査)	28
別表2－2 地下水の地点別水質測定計画表(継続監視調査)	29
地下水の水質測定地点 継続監視調査 調査箇所	30
別表2－3 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日環境庁告示第10号)	31
別表2－4 要監視項目分析方法及び指針値	32

令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

I 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況の常時監視のための測定水域、測定地点、測定項目及び方法、その他必要な事項について定める。

II 公共用水域に関する事項

1 測定期間： 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2 測定水域

(1) 河川（26 河川）

比謝川、国場川、満名川、福地川、漢那川、羽地大川、我部祖河川、新川川、安波川、普久川、汀間川、天願川、久茂地川、安里川、饒波川、安謝川、報得川、牧港川、辺野喜川、源河川、平南川、大保川、宮良川、名蔵川、雄樋川、億首川

(2) 海域（13 海域）

中城湾、与勝海域、金武湾、那覇港海域、名護湾、平良港、与那覇湾、石垣港、川平湾、羽地内海、糸満海域、恩納海域、伊佐海域

3 測定地点、回数及び担当機関

別表 1-1「河川の地点別測定計画表」、別表 1-2「海域の地点別測定計画表」のとおり。

4 測定項目

測定項目は次に示す告示等で明示されている項目のうち、関係する項目とする。

- ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）（改正令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号）
- ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号）
- ・「底質調査方法について」（平成 24 年 8 月 8 日環水大水発第 120725002 号）

(1) 河川

a 水質

(a) 生活環境項目（6 項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、全亜鉛※

※県内において、全亜鉛についての類型指定は行っていないが、状況把握の

ため必要箇所において測定項目とする。

(b) 健康項目（27 項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀※、
P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロ
エチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-
トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジク
ロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に行う。

(c) 要監視項目（1 項目）

ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオktan酸（P F O S 及
びP F O A）

b 底質（10 項目）

乾燥減量、強熱減量、化学的酸素要求量(C O D)、カドミウム、砒素、鉛、総
水銀、アルキル水銀※、P C B、六価クロム※

※アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に行う。

※六価クロムとシアンは隔年で測定する。令和8年度は六価クロム。

(2) 海域

a 水質

(a) 生活環境項目（9 項目）

p H、D O、C O D、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素※、
全リン※、全亜鉛※、底層溶存酸素量

※県内においては、全窒素、全リン及び全亜鉛についての類型指定は行ってい
ないが、状況把握のため必要箇所において測定項目とする。

(b) 健康項目（25 項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀※、
P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロ
エチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-
トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジク
ロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

※アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に行う。

※海域においてはふっ素、ほう素は環境基準を適用しないためそれを除く。

(c) 要監視項目（１項目）

P F O S 及び P F O A

b 底質（10 項目）

乾燥減量、強熱減量、化学的酸素要求量(C O D)、カドミウム、砒素、鉛、総水銀、アルキル水銀※、P C B、六価クロム※

※アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に行う。

※六価クロムとシアンは隔年で測定する。令和 8 年度は六価クロム。

5 測定方法

(1) 分析方法

4 に掲げる告示等により定められた方法による。水質については、別表 1-3 「公共用水域水質分析方法及び環境基準値」及び別表 1-4 「要監視項目分析方法及び指針値」のとおり。

(2) 採水要領

a 河川

採水日まで晴天が続き、比較的水質が安定している日に採水する。感潮域にある地点については、干潮時前後とする。採水と同時に天候、気温、水温、採取水深、透視度を記録する。

また、要監視項目（P F O S 及び P F O A）の採水については、原則として夏季に実施する。

b 海域

風や雨の影響の少ない日を選び、下げ潮時に採水する。採水と同時に天候、気温、水温、採取水深、全水深、透明度を記録する。

また、要監視項目（P F O S 及び P F O A）の採水については、原則として夏季に実施する。

※その他、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日付け環水管第 30 号）及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）別添ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PF OA）の測定方法において留意すべき事項について」（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号）による。

6 測定結果報告等

この計画に基づく測定機関は、法第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおりに沖縄県知事に報告を行う。

(1) 報告時期：四半期分毎に報告

a 第一四半期（４月～６月分）・・・報告 7 月

b 第二四半期（７月～９月分）・・・〃 10 月

- c 第三四半期（10月～12月分）・・・〃 1月
- d 第四四半期（1月～3月分）・・・〃 翌4月上旬

(2) 報告は、別途指定の様式及び電子ファイル又は報告システムにより行うものとする。

(3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに沖縄県知事に報告するとともに、沖縄県及び関係機関が協力し、原因究明に必要な調査を行う。

また、要監視項目の測定結果で指針値を超える値が検出された時は、直ちに沖縄県知事に報告するとともに、特に飲用に供する水源がある地域においては、沖縄県及び関係機関が協力し、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」（令和6年11月環境省）に基づき、必要に応じて追加調査の検討等を実施する。

7 結果の公表

沖縄県及び那覇市は、測定結果をとりまとめ、法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表する。

8 その他

(1) 本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

別表 1-1 河川の地点別測定計画表

河川名	環境基準類型指定水域名	県地点番号	統一番号	測定地点	類型	生活環境項目			③健康項目		④要監視項目	⑤底質	備考(担当)
						①pH、DO、BOD、SS、大腸菌数	COD	②全亜鉛	25項目	F・B	PFOS及びPFOA		
比謝川	比謝川(1)	1	47-001-51	長田川取水ポンプ場	(B)	6							①中部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		2	47-001-01	比謝川取水ポンプ場	B	6			1	1	1	1	
		162	47-001-52	ダクジャク川下流	(B)	1			1	1			
	比謝川(3)	4	47-003-01	与那原川合流点	C	6			1	1	1		
		5	47-201-02	内喜納橋	—								
		6-イ	47-003-55	福地橋	(C)								
		6-ロ	47-003-54	知花橋	(C)								
		6-ハ	47-003-56	かやま橋	(C)								
国場川	国場川(1)	7-ロ	47-004-01	那覇大橋	C	6			1		1	※(1)	那覇市
	国場川(2)	8	47-005-01	真玉橋	E	6			1		1	1※(1)	
		9	47-005-51	一日橋	(E)	1				1			
		10	47-005-52	琉糖橋	(E)	6							南部保
満名川	満名川(1)	25	47-006-01	渡久地橋	A	6			1		1	※(2)	①北部保 ③衛環研 ④、⑤委託
	満名川(2)	26	47-007-01	伊野波川合流点	A	6			1	1	1		
		27	47-007-51	並里橋	(A)								
福地川	未指定	28	47-204-01	水位計設置点	—								委託
	福地川	29	47-008-01	福地ダム	A	6	6		1	1		1	沖総局
漢那川	漢那川	43	47-011-01	漢那ダム	A	6	6		1	1		1	沖総局
	未指定	44	47-210-01	西福橋	—								委託
羽地大川	未指定	45	47-207-01	河口から上流300m	—								①北部保 ③衛環研 ④委託
	羽地大川	46	47-012-01	名護市取水点	A	6			1	1	1		
		46-イ	47-012-51	羽地ダム	(A)	6	6		1	1		1	沖総局

※(1)国場川7-ロ、8及び饒波川89の底質：ローリング方式で実施 (R8年度)国場川8(真玉橋)

※(2)満名川25、源河川123、平南川127、大保川129の底質：4年間で一巡のローリング方式で実施 (R8年度)平南川127(アザカ橋下流30m)

(注 1：項目欄の数値は〔測定回数／年〕)

(注 2：類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「—」は類型未指定。)

(注 3：健康項目欄の略号は次のとおり。25項目：カドミウム他24項目、F：ふっ素、B：ほう素)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局：沖縄総合事務局 ○那覇市：那覇市 ○北部保：沖縄県北部保健所 ○中部保：沖縄県中部保健所 ○南部保：沖縄県南部保健所
○宮古保：沖縄県宮古保健所 ○八重保：沖縄県八重山保健所 ○衛環研：沖縄県衛生環境研究所 ○委託：民間分析業者

別表 1-1 河川の地点別測定計画表

河川名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			③健康項目		④要監視項目	⑤底質	備考 (担当)
						① pH、DO BOD、SS 大腸菌数	COD	②全亜鉛	25 項目	F・B	PFOS 及び PFOA		
我部祖河川	我部祖河川(2)	47-イ	47-014-01	奈佐田川合流点から上流100m	A	12			1		1	1	①北部保 ③衛環研 ④、⑤委託
	我部祖河川(2)	47-ロ	47-206-03	呉我橋	—								
	我部祖河川(3)	48	47-015-01	奈佐田川合流点から支川上流100m	A	12			1	1	1		
	我部祖河川(2)	49	47-014-51	世利田橋	(A)	12				1			
	我部祖河川(3)	50	47-208-02	渡名喜橋	—	6							
	我部祖河川(1)	51	47-013-01	石橋(山田橋)	A	12			1	1	1		
新川川	新川川(1)	52	47-016-01	下流の高江橋	A	6			1	1	1		委託
	新川川(2)	53	47-017-01	新川ダム	A	6	6		1	1		1	沖総局
安波川	安波川(1)	54	47-018-01	安波大橋	A	6			1	1	1		委託
	安波川(2)	55-イ	47-019-01	長福地橋	A	6					1		
		55-ロ	47-019-52	安波ダム	(A)	6	6		1	1		1	沖総局
普久川	普久川(1)	56	47-020-01	御拝橋	A	6			1	1	1		委託
	普久川(2)	57-イ	47-021-01	御拝橋上流420mの沢	A	6					1		
		57-ロ	47-021-52	普久川ダム	(A)	6	6		1	1		1	沖総局
汀間川	汀間川(1)	58	47-022-01	嘉手苅橋から上流200m	A	6			1		1		①北部保 ③衛環研 ④委託
		59	47-209-01	志根垣川	—								
	汀間川(2)	60	47-023-01	三原橋	A	6			1	1	1		
天願川	天願川(1)	73	47-009-01	河口(港原橋)	B	12			1		1	1	①中部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		74	47-203-01	合流点からヌーリ川100m(ソーガー橋)	—	6							
		75-ロ	47-009-51	天願橋	(B)	6				1			
	天願川(2)	76-ロ	47-010-51	川崎川取水ポンプ場	(B)	6							
		77	47-010-01	合流点下流100m(御山ぬ橋)	B	12			1	1	1		
		78-イ	47-010-55	ルーシー河橋	(B)								
		78-ロ	47-010-52	しむら橋	(B)	6							
		79	47-205-02	米原橋	—	6							
		80	47-010-54	復興橋	(B)	6							

(注 1: 項目欄の数値は〔測定回数/年〕)

(注 2: 類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「—」は類型未指定。)

(注 3: 健康項目欄の略号は次のとおり。25項目: カドミウム他24項目、F: ふっ素、B: ほう素)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局: 沖縄総合事務局 ○那覇市: 那覇市 ○北部保: 沖縄県北部保健所 ○中部保: 沖縄県中部保健所 ○南部保: 沖縄県南部保健所
○宮古保: 沖縄県宮古保健所 ○八重保: 沖縄県八重山保健所 ○衛環研: 沖縄県衛生環境研究所 ○委託: 民間分析業者

別表 1-1 河川の地点別測定計画表

河川名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			③健康項目		④要監 視項目	⑤底質	備 考 (担当)
						① pH、DO BOD、SS 大腸菌数	COD	②全亜鉛	25 項目	F・B	PFOS 及び PFOA		
久茂地川	久茂地川	81	47-024-01	泉崎橋	C	6			1		1	※(3)	那覇市
		82	47-024-51	久茂地橋	(C)								
		83	47-024-52	四条橋	(C)	1				1			
安里川	安里川	84	47-025-51	中之橋	(D)								那覇市
		85	47-025-01	安里新橋	D	6			1		1	※(3)	
		86	47-025-52	大道練兵橋	(D)	1				1			
		87	47-025-53	寒川橋	(D)								
		88	47-025-54	宝口樋川下流10m	(D)	4							
饒波川	饒波川	89	47-030-01	石火矢橋	D	6			1		1	※(1)	①南部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		90	47-030-51	高安橋	(D)	1				1			
		91	47-030-52	友寄橋	(D)								
安謝川	安謝川	92	47-026-01	安謝橋	C	6			1		1	1※(3)	那覇市
		93	47-026-51	宇久増橋	(C)	1				1			
		94	47-026-52	末吉新橋	(C)								
		95	47-026-53	昭和橋	(C)								
報得川	報得川	96	47-027-51	川尻橋	(E)	6						※(5)	①南部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		97	47-027-01	水位計設置点	E	6			1	1	1		
		98	47-027-52	西原川合流点	(E)	6							
牧港川	牧港川	99	47-028-51	国道58号線から下流150m	(C)	1※(5)						1※(5)	①南部保 ②、③衛環研 ④、⑤委託
		100	47-028-01	境橋上流50m	C	6		1	1	1	1		
		101	47-028-52	勢理橋	(C)	6							
		102	47-028-02	大謝名橋上流200m	C	6			1	1	1		
		103	47-028-53	真米原橋	(C)	6							
辺野喜川	辺野喜川	113	47-029-01	辺野喜橋	A	6			1	1	1		委託
		114	47-029-51	水位計設置点	(A)								
		115	47-029-53	ダム中央	(A)	6	6		1	1		1	沖総局

※(1) 国場川7-ロ、8及び饒波川89の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 国場川8(真玉橋)

※(3) 久茂地川81、安里川85及び安謝川92の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 安謝川92(安謝橋)

※(5) 報得川96、牧港川99及び雄樋川138の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 牧港川99(国道58号線から下流150m)

(注 1: 項目欄の数値は〔測定回数／年〕)

(注 2: 類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「―」は類型未指定。)

(注 3: 健康項目欄の略号は次のとおり。25項目: カドミウム他24項目、F: ふっ素、B: ほう素)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局: 沖縄総合事務局 ○那覇市: 那覇市 ○北部保: 沖縄県北部保健所 ○中部保: 沖縄県中部保健所 ○南部保: 沖縄県南部保健所

○宮古保: 沖縄県宮古保健所 ○八重保: 沖縄県八重山保健所 ○衛環研: 沖縄県衛生環境研究所 ○委託: 民間分析業者

別表 1-1 河川の地点別測定計画表

河川名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			③健康項目		④要監 視項目	⑤底質	備 考 (担当)
						① pH、DO BOD、SS 大腸菌数	COD	②全亜鉛	25 項目	F・B	PFOS 及び PFOA		
源 河 川	源河川	123	47-031-51	走川橋	(A)	※(2)						※(2)	①北部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		124	47-031-52	合流点手前	(A)								
		125	47-031-53	おおせ橋	(A)								
		126	47-031-01	取水場	A	6			1	1	1		
平 南 川	平南川	127	47-032-01	アザカ橋下流30m	A	6			1	1	1	1※(2)	①北部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		128	47-032-51	水源地下流200m	(A)	4							
大 保 川	大保川	129	47-033-01	田港橋	A	6			1		1	※(2)	①北部保 ③衛環研 ④、⑤委託
		130	47-033-51	大工又橋	(A)	6				1			
		161	47-033-52	大保ダム	(A)	12	12		2	2		1	沖総局
宮 良 川	宮良川	131	47-034-51	宮良橋	(A)	※(4)						※(4)	①八重保 ③衛環研 ④、⑤委託
		132	47-034-01	平喜名橋	A	6			1	1	1		
		133	47-034-52	山田橋	(A)								
		134	47-034-53	振興橋	(A)								
名 蔵 川	名蔵川	135	47-035-51	名蔵大橋	(A)	1※(4)						1※(4)	①八重保 ③衛環研 ④、⑤委託
		136	47-035-01	石糖取水場前	A	6			1	1	1		
雄 樋 川	雄樋川	137	47-036-51	堀川橋	(D)								①南部保 ②、③衛環研 ④、⑤委託
		138	47-036-01	前川（前川橋）	D	6			1	1	1	※(5)	
		139	47-036-02	石川橋	D	6		1	1	1	1		
億 首 川	億首川	163	47-211-01	金武ダム	—	6	6		2	2		1	沖総局

※(2) 満名川25、源河川123、平南川127、大保川129の底質：4年間で一巡のローリング方式で実施（R8年度）平南川127（アザカ橋下流30m）

※(4) 宮良川131及び名蔵川135の底質：ローリング方式で実施（R8年度）名蔵川135（名蔵大橋）

※(5) 報得川96、牧港川99及び雄樋川138の底質：ローリング方式で実施（R8年度）牧港川99（国道58号線から下流150m）

（注 1：項目欄の数値は〔測定回数／年〕）

（注 2：類型欄の（ ）なしは環境基準点、（ ）付きは補助点、「—」は類型未指定。）

（注 3：健康項目欄の略号は次のとおり。25項目：カドミウム他24項目、F：ふっ素、B：ほう素）

備考欄の担当（分析機関）は、次の記号で示す。

○沖総局：沖縄総合事務局 ○那覇市：那覇市 ○北部保：沖縄県北部保健所 ○中部保：沖縄県中部保健所 ○南部保：沖縄県南部保健所
○宮古保：沖縄県宮古保健所 ○八重保：沖縄県八重山保健所 ○衛環研：沖縄県衛生環境研究所 ○委託：民間分析業者

別表 1-2 海域の地点別測定計画表

海域名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			④健康 項目	⑤要監 視項目	⑥底質	⑦底層 D0	備 考 (担当)
						① pH、COD D0、n-ヘキ 大腸菌数	②N・P	③全亜鉛		PFOS 及び PFOA			
中城湾	中城湾	11-イ	47-601-51	兼久地先	(A)	4							①南部保 ②～④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦南部保
		11-ロ	47-601-01	当添海岸	A	6	※(13)		1	1		※(13)	
		12-イ	47-601-59	与那原海岸	(A)	4							
		12-ロ	47-601-52	湾内1	(A)	4		1					
		13	47-601-02	湾内2	A	6	2※(13)	1	1		1	2※(13)	
		14	47-601-57	泡瀬地先	(A)	4							
		15	47-601-03	湾内3	A	6	※(13)					※(13)	
与勝海域	与勝海域	16	47-602-01	埋立地西海岸	A	6			1	1	※(6)	2	①中部保 ④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦中部保
		17	47-602-54	伊計島西海岸	(A)								
		18	47-602-53	伊計島東海域	(A)								
		19-イ	47-602-52	宮城島東海域	(A)	4							
		19-ロ	47-602-55	浜比嘉島西海岸	(A)								
金武湾	金武湾	20-イ	47-603-58	海中道路西海岸	(A)	6	6						①中部保 ②～④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦中部保
		20-ロ	47-603-01	天願川河口地先	A	6	6	1	1	1	1※(6)	※(14)	
		21-ロ	47-603-02	石川ビーチ沖	A	6	6	1			※(6)	2※(14)	
		22	47-603-54	伊芸海岸	(A)	6	6						
		23	47-603-56	湾中央部	(A)	6	6						
		24	47-603-03	湾口中央	A	6	6					※(14)	
那覇港海域	那覇港海域	31	47-604-01	那覇港沖	A	6	※(15)					※(16)	那覇市
		32-イ	47-604-54	那覇港入口	(A)	6	※(15)						
		33	47-604-02	那覇港内	A	12	※(15)	1	1	1	1※(7)	※(16)	
		34	47-604-03	那覇新港入口	A	12	※(15)				※(7)	※(16)	
		35	47-604-04	泊港内	A	12	2※(15)					※(16)	
		36	47-604-05	自謝加瀬東	A	6	※(15)					2※(16)	
		38	47-701-04	安謝河口沖	-	6	※(15)						委託

※(6) 与勝海域16、金武湾20-ロ及び21-ロの底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 金武湾20-ロ(天願川河口地先)

※(7) 那覇港海域33及び34の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 那覇港海域 33(那覇港内)

※(13) 中城湾11-ロ、13及び15のN・P及び底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 中城湾 13(湾内2)

※(14) 金武湾20-ロ、21-ロ、及び24の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 金武湾 21-ロ(石川ビーチ沖)

※(15) 那覇港海域31、32-イ、33、34、35、36及び38のN・P：ローリング方式で実施 (R8年度) 那覇港海域 35(泊港内)

※(16) 那覇港海域31、33、34、35及び36の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 那覇港海域 36(自謝加瀬東)

(注 1：項目欄の数値は〔測定回数/年〕)

(注 2：類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「-」は類型未指定。)

(注 3：生活環境項目の②について、Nは全窒素、Pは全りん。)

(注 4：健康項目欄の略号は次のとおり。25項目：カドミウム他「ふっ素」と「ほう素」を除く25項目)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局：沖縄総合事務局 ○那覇市：那覇市 ○北部保：沖縄県北部保健所 ○中部保：沖縄県中部保健所 ○南部保：沖縄県南部保健所

○宮古保：沖縄県宮古保健所 ○八重保：沖縄県八重山保健所 ○衛環研：沖縄県衛生環境研究所 ○委託：民間分析業者

別表 1-2 海域の地点別測定計画表

海域名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			④健康 項目	⑤要監 視項目	⑥底質	⑦底層 D0	備 考 (担当)
						① pH、COD D0、n-ヘキ 大腸菌数	②N・P	③全亜鉛		PFOS 及び PFOA			
名護湾	名護湾	39	47-605-51	部瀬名岬	(A)								委託
		40	47-605-01	名護海岸	A	6	2※(17)		1	1	1	2※(18)	
		41	47-605-02	湾内	A	6						※(18)	
		42	47-605-03	部間海岸	A	6	※(17)						
平良港	平良港	61-イ	47-606-51	大浦地先	(A)								①宮古保 ④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦宮古保
		61-ロ	47-606-52	下崎地先	(A)								
		62-ハ	47-606-01	第3埠頭北端から北へ300m	A	6			1	1	1※(8)	2	
		63	47-606-55	パイナガマ海水浴場前海域	(A)								
与那覇湾	与那覇湾	64	47-702-01	松原地先	-	6	6						①宮古保 ②、④衛環研 ⑤、⑥委託
		65-イ	47-702-02	沖縄製糖旧さん橋北端	-	6	6		1	1	※(8)		
		65-ロ	47-702-03	与那覇地先	-	6	6						
石垣港	石垣港	66	47-607-51	真栄里海岸	(A)	4							①八重保 ④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦八重保
		67	47-607-52	ホーバークラフトのりば跡	(A)								
		68-ロ	47-607-03	浜崎地区南西端から北西へ400m	A	6			1	1	1※(9)	2	
		69-ロ	47-607-54	石垣新川川河口	(A)	4							
		69-ハ	47-607-55	児童公園前	(A)	4							
川平湾	川平湾	70	47-608-51	湾口	(A)								①八重保 ②、④衛環研 ⑤、⑥委託 ⑦八重保
		71	47-608-01	小島南先端と双葉地先を結ぶ 線上の中心点	A	6	2		1	1		2	
		72	47-608-52	湾奥	(A)	※(9)					※(9)		
羽地内海	羽地内海 (1)	104	47-609-01	仲尾次漁港西埠頭から北西100m	B	6	6				1※(10)	2※(19)	委託
		106	47-609-02	呉我船揚場から北400m	B	6	6		1	1	※(10)	※(19)	
	羽地内海 (2)	108	47-610-01	羽地内海中央	A	6	6		1			※(19)	
		109	47-610-51	屋我地大橋	(A)	4	4						
		110	47-610-52	佐我屋島東	(A)	4	4						
		111	47-610-02	内海北水路南端	A	6	6			1		※(19)	
		112	47-610-53	運天港	(A)	4	4						

※(8) 平良港62-ハ及び与那覇湾65-イの底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 平良港 62-ハ(第3埠頭北端から北へ300m)

※(9) 石垣港68-ロ及び川平湾72の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 石垣港 68-ロ(浜崎地区南西端から北西へ400m)

※(10) 羽地内海(1) 104及び106の底質：ローリング方式で実施 (R8年度) 羽地内海(1) 104(仲尾次漁港西埠頭から北西100m)

※(17) 名護湾40及び42のN・P：ローリング方式で実施 (R8年度) 名護湾40(名護海岸)

※(18) 名護湾40及び41の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 名護湾40(名護海岸)

※(19) 羽地内海104、106、108及び111の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 羽地内海104(仲尾次漁港西埠頭から北西100m)

(注 1：項目欄の数値は〔測定回数／年〕)

(注 2：類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「-」は類型未指定。)

(注 3：生活環境項目の②について、Nは全窒素、Pは全りん。)

(注 4：健康項目欄の略号は次のとおり。25項目：カドミウム他「ふっ素」と「ほう素」を除く24項目)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局：沖縄総合事務局 ○那覇市：那覇市 ○北部保：沖縄県北部保健所 ○中部保：沖縄県中部保健所 ○南部保：沖縄県南部保健所
○宮古保：沖縄県宮古保健所 ○八重保：沖縄県八重山保健所 ○衛環研：沖縄県衛生環境研究所 ○委託：民間分析業者

別表 1-2 海域の地点別測定計画表

海域名	環境基準 類型指定 水域名	県地点 番号	統一 番号	測定地点	類型	生活環境項目			④健康 項目	⑤要監 視項目	⑥底質	⑦底層 D0	備 考 (担当)
						① pH、COD DO、n-ヘキ 大腸菌数	②N・P	③全亜 鉛		PFOS 及び PFOA			
糸満 海域	糸満海域	116	47-611-51	北名城	(A)	4							委託
		117	47-611-01	糸満漁港	A	6			1	1	1	※(20)	
		118	47-611-52	潮平地先	(A)	4							
		120	47-611-02	糸満漁港沖	A	6						2※(20)	
		121	47-611-03	岡波岩東	A	6						※(20)	
		122	47-611-55	糸満漁港南	(A)								
恩納 海域	恩納海域	140	47-612-01	伊武部海岸地先	A	6					※(11)	2※(21)	委託
		141	47-612-51	安富祖海岸地先	(A)								
		142	47-612-02	恩納漁港地先	A	6			1	1	※(11)	※(21)	
		143	47-612-52	屋嘉田海岸地先	(A)								
		144	47-612-53	谷茶地先	(A)								
		145	47-612-03	富着海岸地先	A	6					※(11)	※(21)	
		146	47-612-54	仲泊海岸地先	(A)								
		147	47-612-04	長浜海岸地先	A	6					1※(11)	※(21)	
伊佐 海域	伊佐海域	151	47-704-01	残波岬南	-								委託
		152	47-704-02	比謝川河口北	-								
		153	47-704-03	比謝川河口南	-								
		154	47-704-04	水釜地先	-								
		155	47-704-05	砂辺地先	-								
		156	47-704-06	白比川地先	-								
		157	47-704-07	大山地先	-	2							
		158	47-704-08	沖電地先	-	2							
		159	47-704-09	港川地先	-	2							
		160	47-704-10	キャンプキンザー地先	-	2			1	1			

※(11) 恩納海域140、142、145、147の4地点の底質：4年間で一巡のローリング方式で実施 (R8年度) 恩納海域 147 (長浜海岸地先)

※(12) 伊佐海域153、155、157、158の4地点の底質：4年間で一巡のローリング方式で実施 ⇒ モニタリング終了

※(20) 糸満海域117、120及び121の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 糸満海域 120 (糸満漁港沖)

※(21) 恩納海域140、142、145及び147の底層D0：ローリング方式で実施 (R8年度) 恩納海域140 (伊武部海岸地先)

(注 1：項目欄の数値は〔測定回数／年〕)

(注 2：類型欄の() なしは環境基準点、() 付きは補助点、「-」は類型未指定。)

(注 3：生活環境項目の②について、Nは全窒素、Pは全りん。)

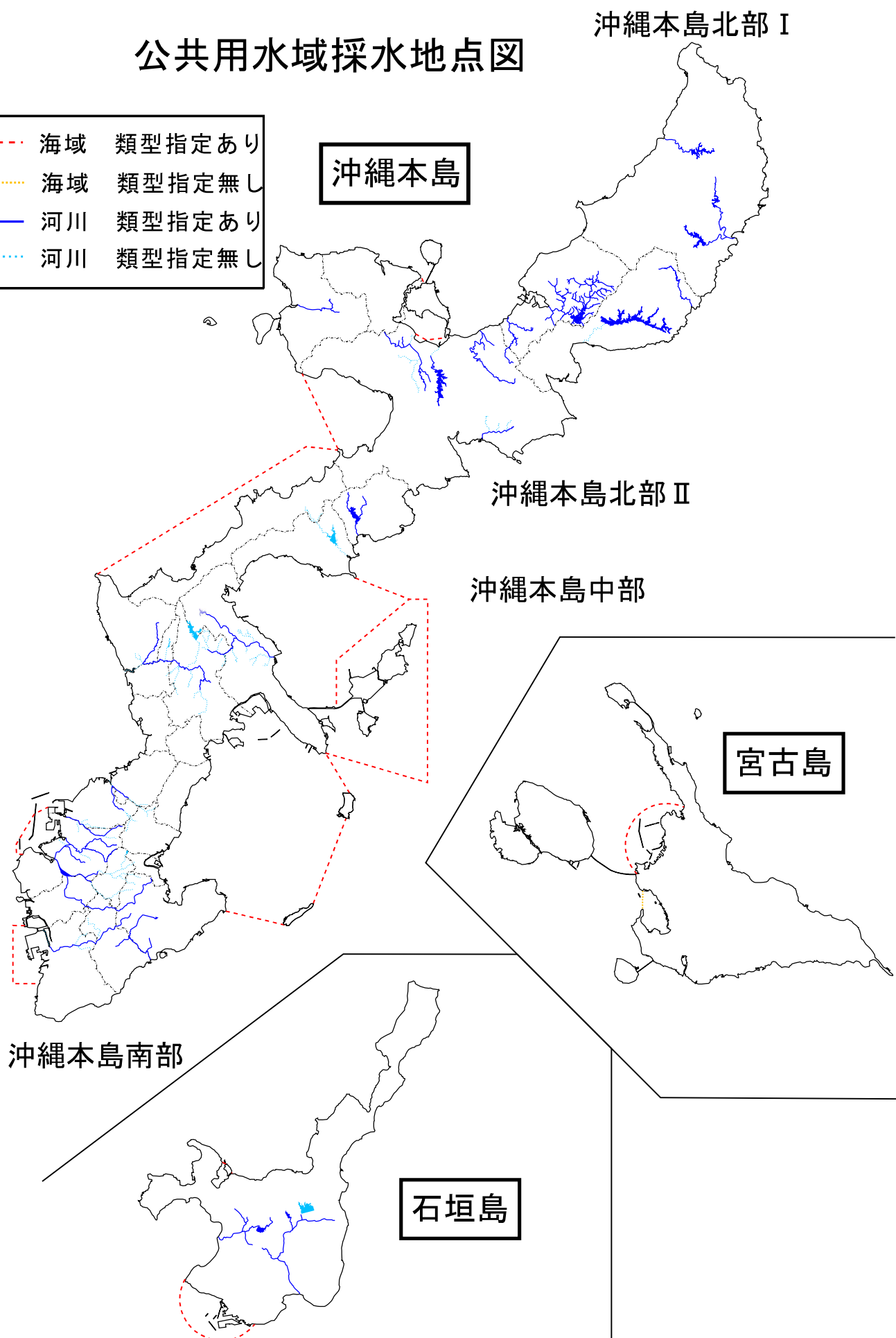
(注 4：健康項目欄の略号は次のとおり。25項目：カドミウム他「ふっ素」と「ほう素」を除く24項目)

備考欄の担当(分析機関)は、次の記号で示す。

○沖総局：沖縄総合事務局 ○那覇市：那覇市 ○北部保：沖縄県北部保健所 ○中部保：沖縄県中部保健所 ○南部保：沖縄県南部保健所
○宮古保：沖縄県宮古保健所 ○八重保：沖縄県八重山保健所 ○衛環研：沖縄県衛生環境研究所 ○委託：民間分析業者

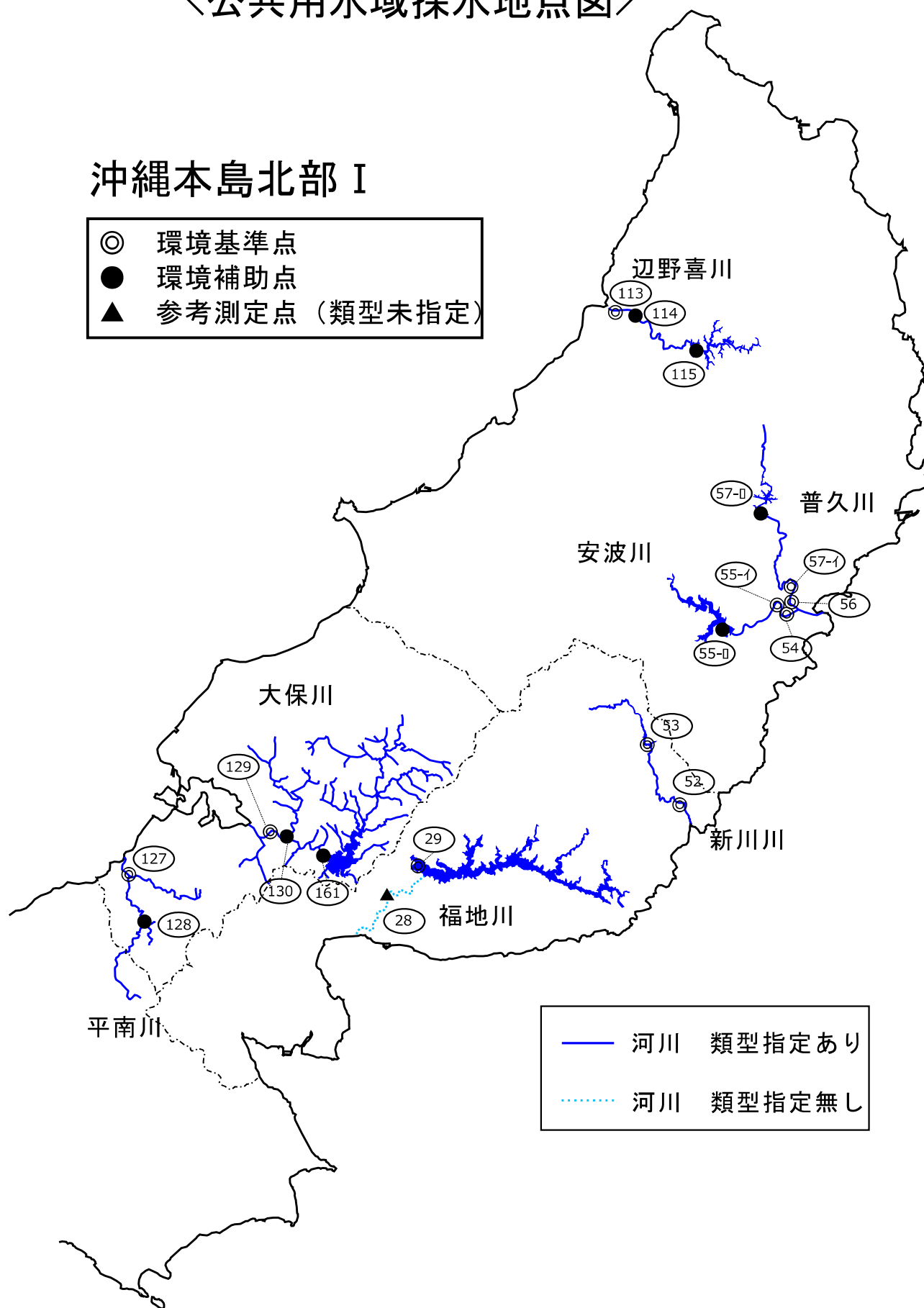
公共用水域採水地点図

- - -	海域	類型指定あり
- - -	海域	類型指定無し
—	河川	類型指定あり
- - -	河川	類型指定無し



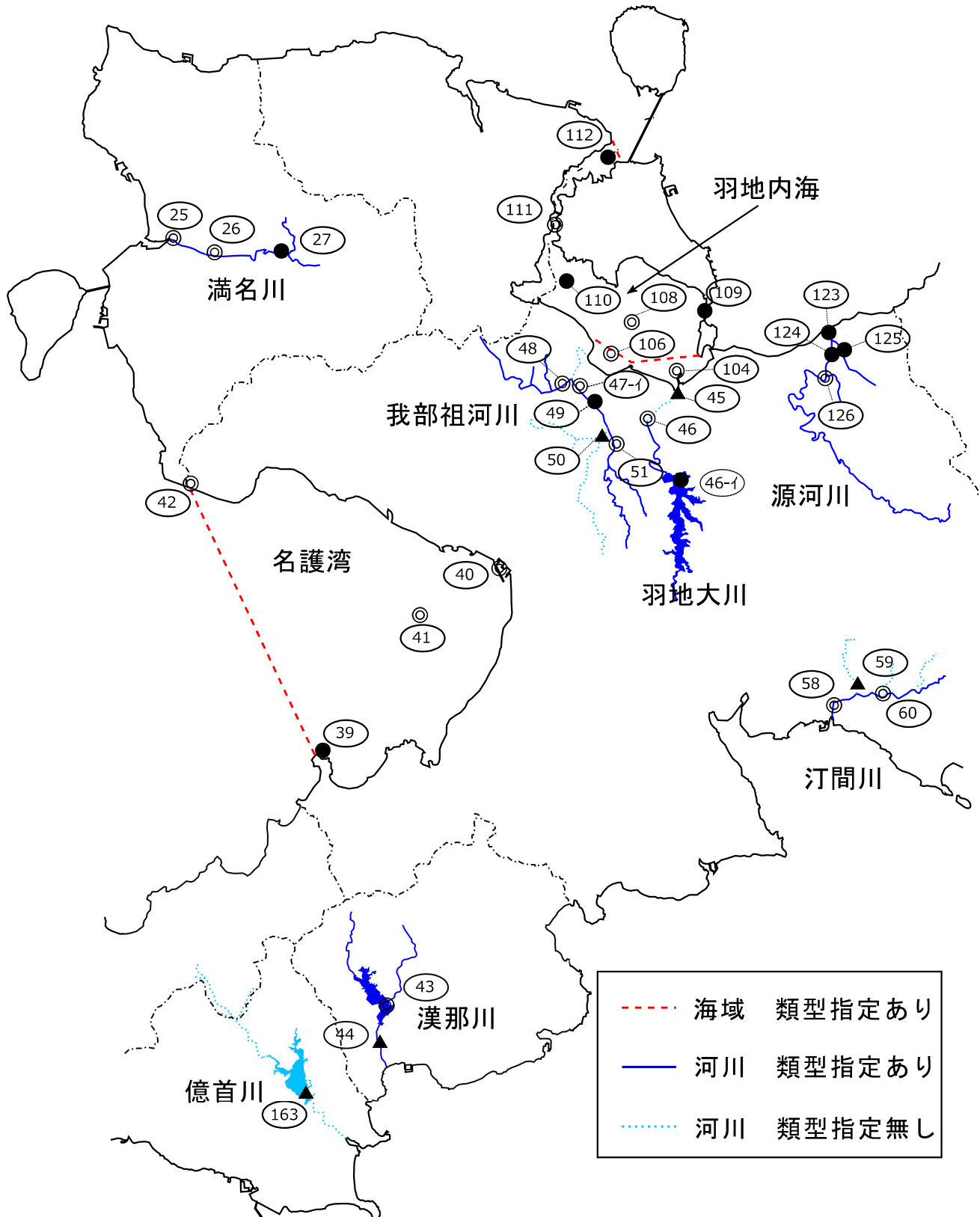
＜公共用水域採水地点図＞

沖縄本島北部 I



沖縄本島北部Ⅱ

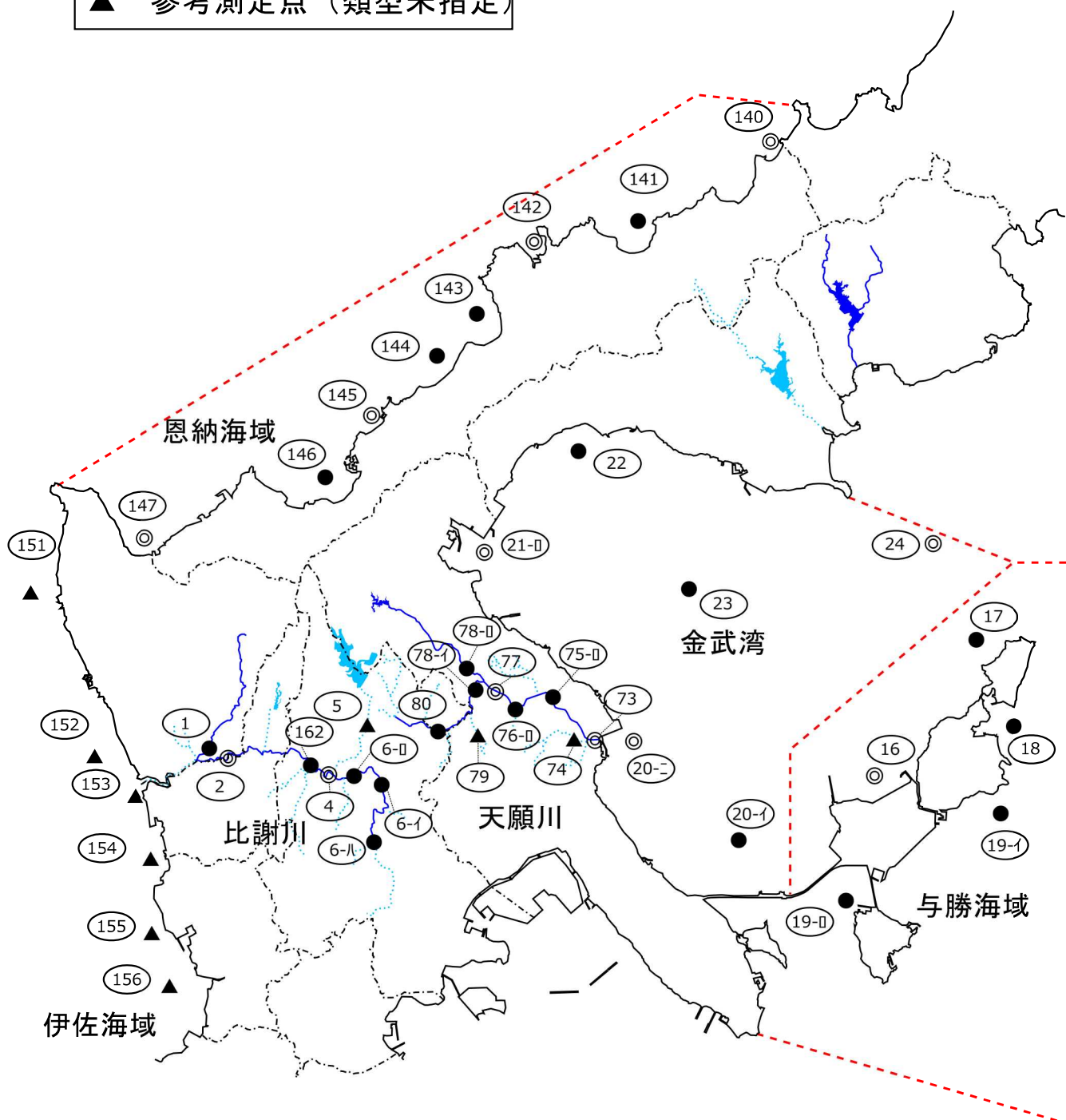
- ◎ 環境基準点
- 環境補助点
- ▲ 参考測定点（類型未指定）

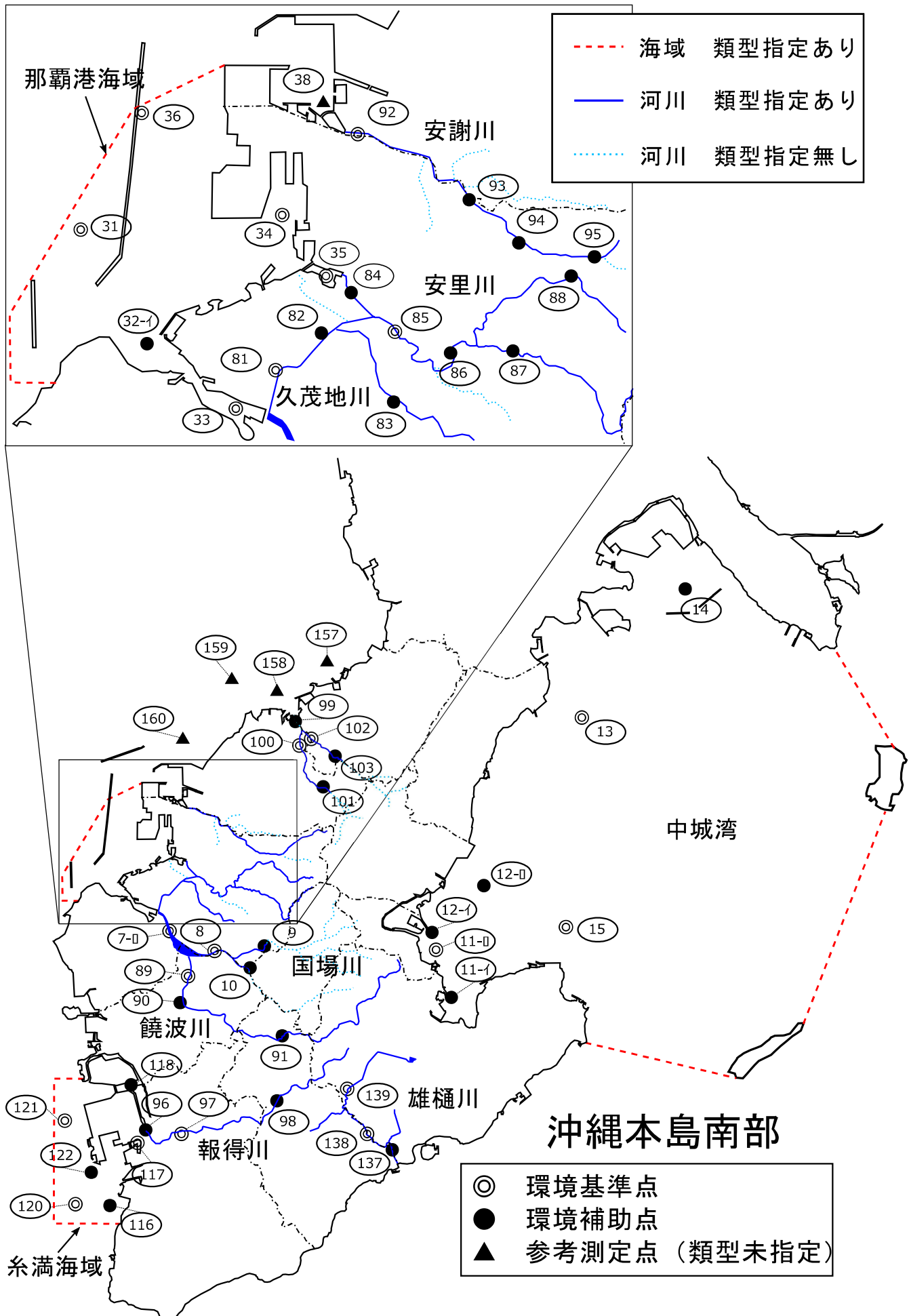


沖縄本島中部

- ◎ 環境基準点
- 環境補助点
- ▲ 参考測定点 (類型未指定)

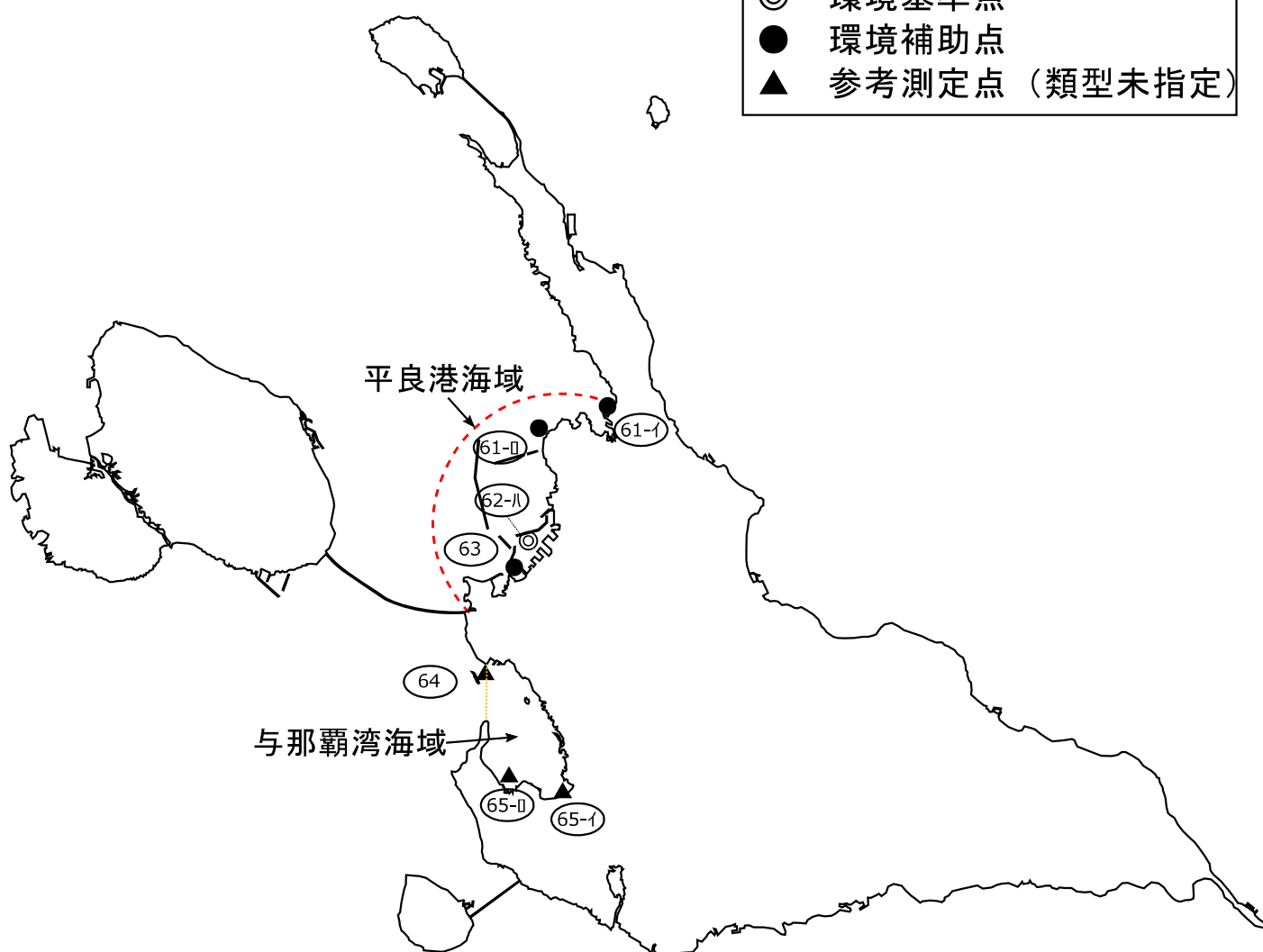
- - - 海域 類型指定あり
- 河川 類型指定あり
- ⋯ 河川 類型指定無し





宮古島

- ◎ 環境基準点
- 環境補助点
- ▲ 参考測定点（類型未指定）

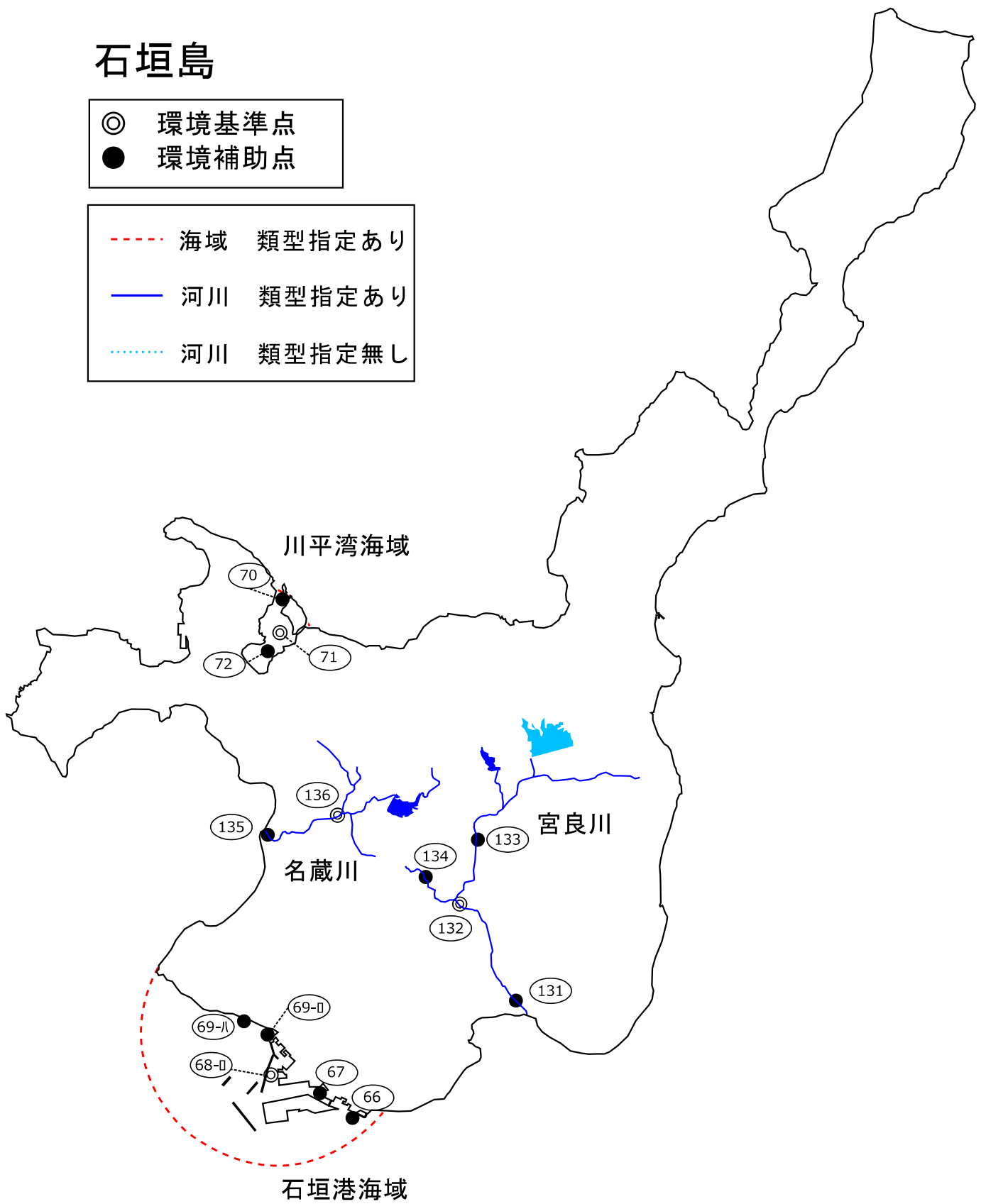


- - - 海域 類型指定あり
- 海域 類型指定無し

石垣島

- ◎ 環境基準点
- 環境補助点

- - - 海域 類型指定あり
- 河川 類型指定あり
- ⋯ 河川 類型指定無し



別表1-3 公共用水域水質分析方法及び環境基準値

項 目		基準値	分 析 方 法
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度	水質汚濁にかかる環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)(改正令和7年3月31日環境省告示第35号)(以下「告示」という。)の別表2 生活環境の保全に関する環境基準に掲げる基準値 …＜別添＞を参照。	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量		規格K0102-1 18に定める方法
	化学的酸素要求量		規格K0102-1 17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
	浮遊物質		付表8に掲げる方法
	大腸菌数		規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
	n-ヘキサン抽出物		規格K0102-1 22.5に定める方法
	全窒素		規格K0102-2 17.4 又は17.5(規格K0102-217.5.3.2を除く。)に定める方法
	全磷		規格K0102-2 18.4(規格K0102-2 18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法
	全亜鉛		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法
	底層溶存酸素量		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法
健 康 項 目	カドミウム	0.003mg/L以下	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
	全シアン	検出されないこと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
	鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
	六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く)に定める方法(ただし、1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a)又は b)に定める操作を行うこと。
	砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
	PCB	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
	ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び5.5に定める方法
	ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表1-4 分析方法及び指針値

項 目		指針値	分 析 方 法
要 監 視 項 目	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸 (PFOS及びPFOA)	0.00005 mg/l 以下	令和2年5月28 日付け環水大発第2005281 号、環水大土発第2005282 号環境省水・大気環境局長通知 付表1に掲げる方法

- 備考
- 1 PFOS 及びPFOA の指針値については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。
 - 2 測定結果の報告に際しては、PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS(直鎖体)、PFOA、PFOA(直鎖体)それぞれの測定値についても報告する

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

(水質汚濁に係る環境基準について昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

< 別 添 >

1 河川

(1)河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及び	6.5以上				
	A以下の欄に掲げるもの	8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級・水産1級及び	6.5以上				
	B以下の欄に掲げるもの	8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/以上	300CFU/100ml以下
B	水道3級・水産2級及び	6.5以上				
	C以下の欄に掲げるもの	8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及び	6.5以上				
	D以下の欄に掲げるもの	8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び	6.0以上				
	Eの欄に掲げるもの	8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上				
		8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L以上	—

- 備考
- 1

基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 2

農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。
- 3

水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 4

水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5

いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。))については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6

水産1級、水産2級及び水産3級級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。
- 7

大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注)1

自環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2

水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3

水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4

工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

- 備考
- 1

基準値は、年間平均値とする(海域もこれに準ずる。))。

(2)湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

省略

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

- 1 省略
 - 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
 - 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸およびその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

Ⅲ 地下水に関する事項

1 測定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに、汚染原因の究明に資するための調査。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的な監視を行うための調査。

3 測定地点、測定頻度及び担当機関

(1) 概況調査

測定地点は、調査対象市町村（別表 2-1「地下水の地点別水質測定計画表（概況調査）」）において、利水状況や汚染の可能性を勘案した上で選定し、年 1 回測定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染物質の種類、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案した上で調査範囲を設定し、調査範囲周辺の井戸状況に応じ、調査地点を選定する。

(3) 継続監視調査

別表 2-2「地下水の地点別水質測定計画表（継続監視調査）」に掲げる地点において、年 1 回測定する。

(4) 調査実施機関：沖縄県、那覇市

4 測定項目

測定項目は次に示す告示等で明示されている項目のうち、関係する項目とする。

- ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）（改正令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 41 号）別表に掲げる項目
- ・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号）

(1) 概況調査：環境基準項目 28 項目及び要監視項目 1 項目について測定。

a 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀※、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
※アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に行う。

b 要監視項目

P F O S 及び P F O A

- (2) 汚染井戸周辺地区調査：環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目及び地下水の特性把握に必要な項目とする。なお、揮発性有機化合物については、必要に応じ、前駆物質及び分解により生成するおそれのある特定有害物質（以下「分解生成物」という。）などの追加を検討する。
- (3) 継続監視調査：周辺で汚染が判明している項目について測定する。なお、汚染が判明している項目が揮発性有機化合物である場合は、必要に応じ、前駆物質及び分解生成物などの追加を検討する。別表 2-2「地下水の地点別水質測定計画表（継続監視調査）」に掲げるとおり。

5 測定方法

(1) 分析方法

4に掲げる告示等により定められた方法による。別表 2-3「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）別表」及び別表 2-4「要監視項目分析方法及び指針値」のとおりとする。

(2) 採水要領

- a 夏季の晴天が続き比較的水質が安定している日に採水する。
- b 採水と同時に井戸の諸元（深度、用途等）、気温、水温、水素イオン濃度（p H）、電気伝導率（E C）について記録する。

(3) その他

「地下水質調査方法」（平成元年 9 月 14 日環水管第 189 号）（改正平成 20 年 8 月 13 日環水大土発第 080813001 号）、「地下水質モニタリングの手引き」（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号）別添「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の測定方法において留意すべき事項について」による。

6 測定結果報告等

この計画に基づく測定実施機関は、法第 16 条第 4 項の規定に基づき、次のとおりに沖縄県知事に報告を行う。

(1) 報告は、別途指定の様式及び電子ファイル又は報告システムにより行うものとする。

(2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに沖縄県知事に報告するとともに、調査実施機関は関係機関と協力し、汚染井戸周辺地区調査を行うものとする。

また、要監視項目の測定結果で指針値を超える値が検出された時は、直ちに沖縄県知事に報告するとともに、調査実施機関は関係機関と協力し、特に飲用に供する水源がある地域においては、「P F O S 及び P F O A に関する対応の手引き（第 2 版）」（令和 6 年 11 月環境省）に基づき、必要に応じて追加調査の検討及び継続的な監視調査等を実施する。

7 継続監視調査の終了の判断基準

(1) 環境基準項目

過去 5 年間連続して環境基準を満たしており、今後、環境基準に適合しないおそれがない※地点は、周辺の地下水調査を行い、全ての測定地点において環境基準を満たしている場合に、沖縄県環境審議会において審議し、継続監視調査を終了する。

揮発性有機化合物については、周辺の地下水調査において、必要に応じ、前駆物質及び分解生成物である環境基準項目を実施し、実施した項目すべてが環境基準を満たしている場合に、沖縄県環境審議会において審議し、継続監視調査を終了する。

※ 「今後、環境基準に適合しないおそれがない」とは、地下水濃度が上昇傾向にないことや高止まりしていないなど、その傾向から推測すると、今後環境基準を超えるおそれがない場合のことである。

ただし、上記条件を満たしていない場合でも、自然的原因による汚染と考えられる継続監視調査地点については、下記の条件をすべて満たす場合に限り、沖縄県環境審議会において審議し、継続監視調査を終了することができる。

a 測定項目が、以下の自然的原因の可能性がある項目のみであること。

・砒素、ふっ素、ほう素、総水銀、鉛、セレン、カドミウム、六価クロム

b 調査地点及びその周辺において、測定項目に関連する物質の使用履歴や不法投棄等が確認されないこと。

c 調査地点周辺において、地下水が飲用に供されていないことが確認できていること。

(2) 要監視項目

過去 5 年間連続して指針値を満たしている地点は、継続監視調査を終了する。

また、周辺に地下水があることが確認される場合は、周辺の地下水調査を行い、全ての測定地点において指針値を満たしている場合は、沖縄県環境審議会において審議し、継続監視調査を終了する。

8 結果の公表

沖縄県及び那覇市は、法第 17 条の規定に基づき、地下水の水質の汚濁の状況を公表する

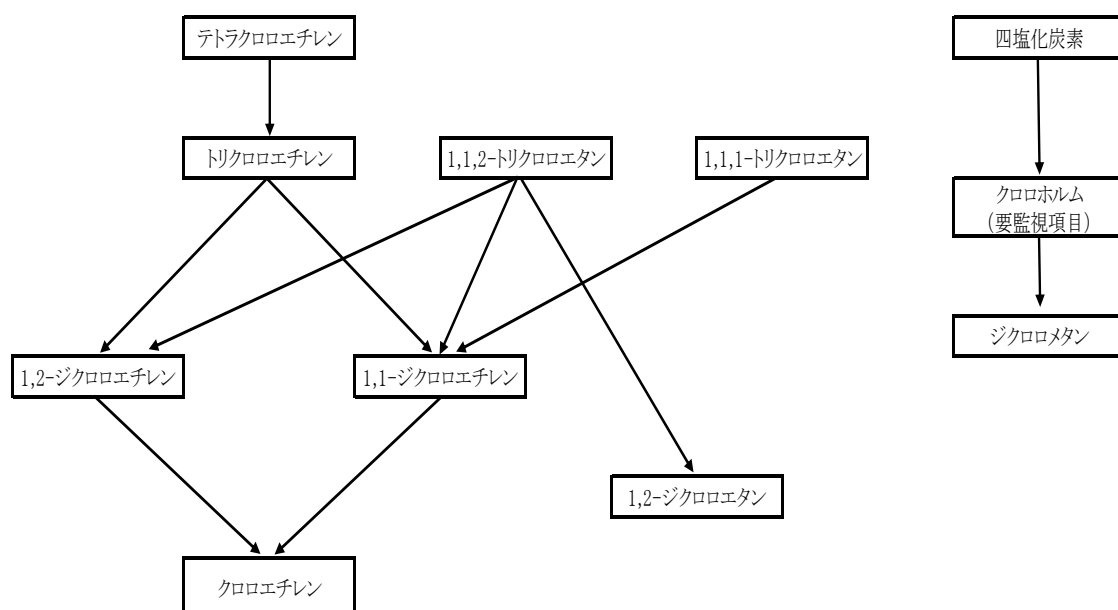
9 その他

本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

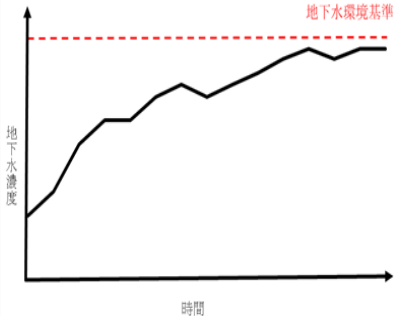
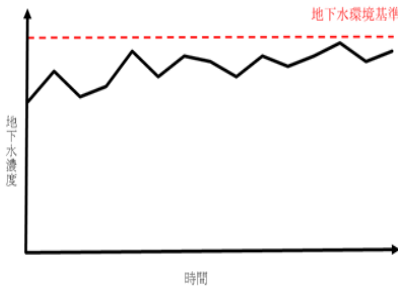
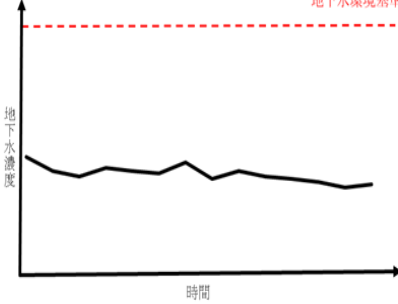
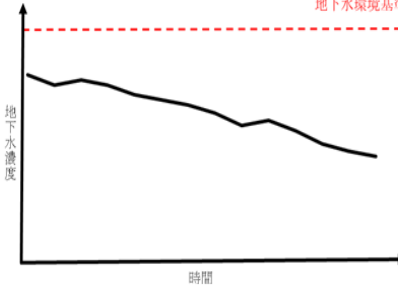
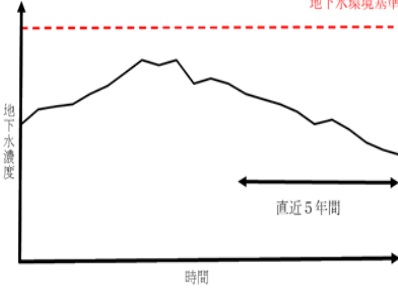
【参考】揮発性有機化合物分解生成物一覧（土壤汚染対策法施行規則別表第一（第三条第二項及び第八条第一項関係）を踏まえ作成）

前駆物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1－ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 2－ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1－ジクロロエチレン、1, 2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1, 1, 1－トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 1－ジクロロエチレン
1, 1, 2－トリクロロエタン	クロロエチレン、1, 2－ジクロロエタン、1, 1－ジクロロエチレン、1, 2－ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1, 1－ジクロロエチレン、1, 2－ジクロロエチレン

【参考】揮発性有機化合物分解経路



【参考】環境基準に適合しない恐れがないことの判断基準

	直近5年間の測定結果における地下水濃度の変化傾向		継続監視調査終了の判断
①		地下水濃度が上昇傾向にある。	環境基準に適合しないおそれがあると判断し、継続監視調査を続ける。
②		地下水濃度が環境基準値に近い値で変動している	環境基準に適合しないおそれがあると判断し、継続監視調査を続ける。
③		環境基準値を下回った変動が一定のレベルで継続している（①の上昇傾向を除く。）	環境基準に適合しないおそれがないと判断し、継続監視調査を終了する。
④		地下水濃度が低下傾向にある。	環境基準に適合しないおそれがないと判断し、継続監視調査を終了する。
		「地下水濃度が低下傾向にある。」には、直近の5年間で低下傾向である場合を含む。	

※土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）の考え方を踏まえ作成

別表2-1 地下水の地点別水質測定計画表（概況調査）

市町村名	地点数	測定項目（1回／年）	備考 (担当)
那覇市	1	pH、EC、環境基準項目、要監視項目	那覇市
南風原町	1	pH、EC、環境基準項目、要監視項目	沖縄県
与那原町			
南城市			
八重瀬町			
糸満市			
北大東村			
南大東村			

* pH：水素イオン濃度 EC：電気伝導率

* 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

* 要監視項目

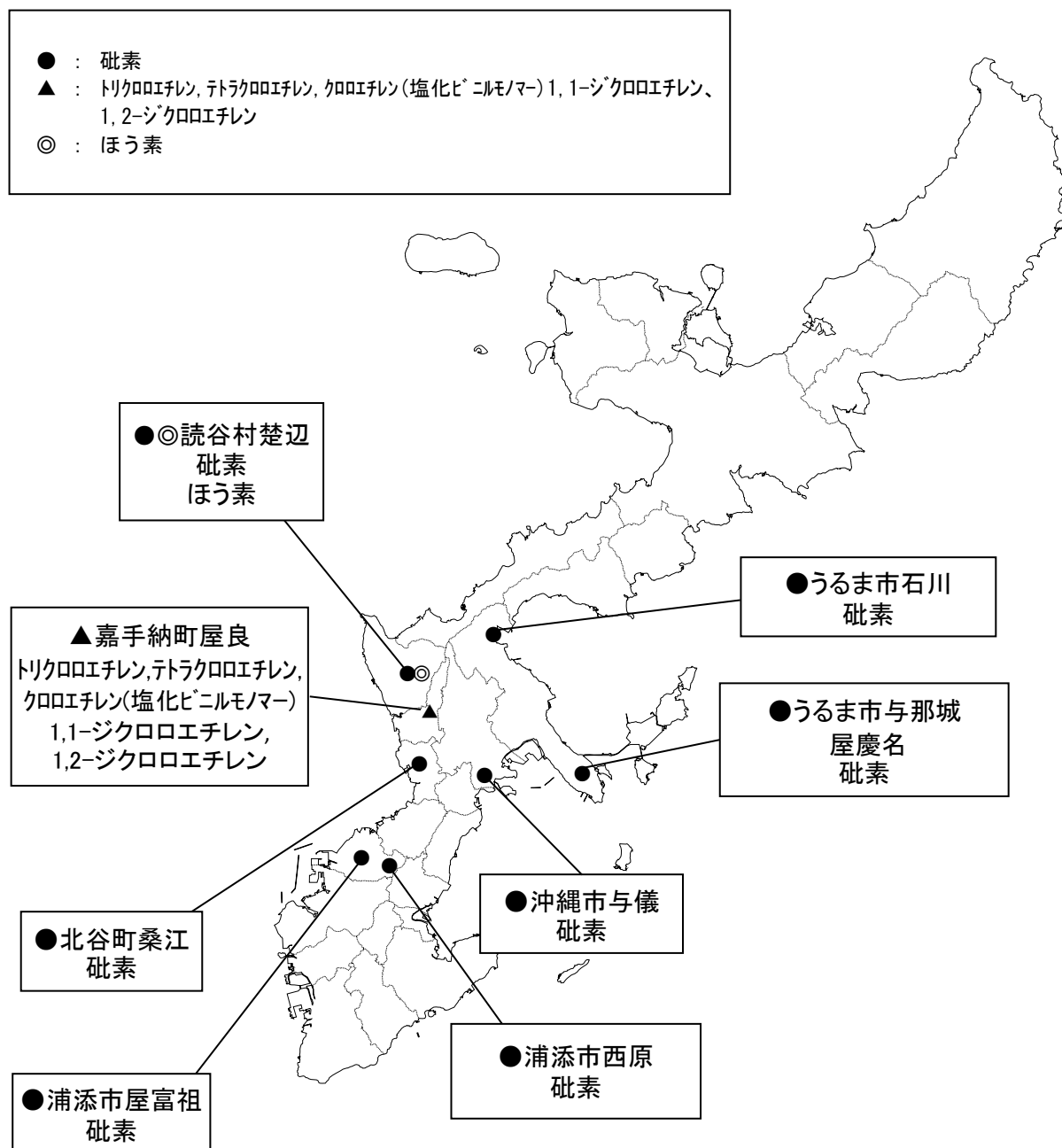
PFOS及びPFOA

別表2-2 地下水の地点別水質測定計画表（継続監視調査）

測定地点				測定項目（1回／年）	備考 (担当)
市町村	地区	種別	井戸番号		
浦添市 208	屋富祖 0120	井戸	208-0120- 000100	pH、EC※、砒素	沖縄県
	西原 2101	井戸	208-2101- 202412	pH、EC、砒素	
沖縄市 211	与儀 0270	井戸	211-0270- 000700	pH、EC、砒素	
北谷町 326	桑江 0120	井戸	326-0120- 000100	pH、EC、砒素	
嘉手納町 325	屋良 0040	湧水	325-0040- 010100	pH、EC、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン	
読谷村 324	楚辺 0140	井戸	324-0140- 000400	pH、EC、砒素、ほう素	
うるま市 213	石川 1010	井戸	213-1010- 000200	pH、EC、砒素	
	与那城 屋慶名 3050	井戸	213-3050- 202413	pH、EC、砒素	

※ pH：水素イオン濃度、EC：電気伝導率

地下水の水質測定地点 継続監視調査調査箇所



別表2-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジシ	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表2-4 要監視項目分析方法及び指針値

項 目		指針値	分 析 方 法
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(PFOS及びPFOA)	0.00005 mg/l 以下	令和2年5月28 日付け環水大水発第2005281 号、環水大土発第2005282 号環境省水・大気環境局長通知 付表1に掲げる方法

備考 1 PFOS 及びPFOA の指針値については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。
 2 測定結果の報告に際しては、PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS(直鎖体)、PFOA、PFOA(直鎖体)それぞれの測定値についても報告する